

〈入学予定新入生向け〉 在留期間の更新/資格変更について

在留期間更新/資格変更申請を進めるにあたり、まず留学生課で必要書類の確認を行います。

同志社大学入学前の方の申請は、在留期間の満了する3か月前および以下の必要書類(2)(3)が揃った方から受付を行います。※申請者の在留期間満了日によって例外有

〈必要な書類等〉

- (1) 在留期間更新/資格変更許可申請書《用紙は以下留学生課Webサイトよりダウンロードしてください。》

留学生課Webサイト：在留期間更新に必要な書類等	https://ois.doshisha.ac.jp/ois/visa/current.html#koshin
留学生課Webサイト：「留学」への在留資格変更に必要な書類等	https://ois.doshisha.ac.jp/ois/visa/before.html

※通学する校地により書類が異なりますので、ご注意ください。

- (2) 入学許可書の写し（入学日以降は在学証明書・学生証）

一般入試等を経て入学する学生で入学許可書がない場合は、合格通知書及び学生納付金の支払証明の写しを提出してください。

- (3) 入学直前に所属していた機関の成績証明書・卒業証明書/退職証明書（就労していた場合）

なお、入学直前に日本語学校に所属していた場合は、出席証明書も必要です。

※卒業/退職日以前に申請を希望する場合は、卒業（又は退職）見込み書を提出してください。

※在留資格変更の場合、現在の在留資格に応じて書類が必要となることがあります。

- (4) パスポート

顔写真と氏名・国籍・生年月日等が印刷されたページのデータ（PDFまたはJPEG形式）

- (5) 在留カード

表面・裏面のデータ（PDFまたはJPEG形式）

- (6) 申請書貼付用の顔写真（縦4cm×横3cm）※裏面に氏名記載要

申請書に貼付する顔写真を、スマートフォンやスキャナによりデータ（PDFまたはJPEG形式）にして送付してください。顔写真は3ヵ月以内に撮影され、上半身の脱帽、無背景のものに限ります。

- (7) 資格外活動許可申請書(アルバイト勤務希望の場合)《用紙は以下留学生課Webサイトよりダウンロードしてください。》

【留学生課Webサイト：資格外活動（アルバイト）許可申請について】

<https://ois.doshisha.ac.jp/ois/visa/current.html#shikakugai2>

- (8) 手数料 4,000 円（収入印紙）

※ 在留カード受領時に必要です。※ 収入印紙は郵便局やコンビニで購入できます。

(1)～(6)、(7)※希望者のみ のデータ（PDFまたはJPEG形式）をメールに添付し、通学する校地の留学生課宛に送付してください。またメールを送るときは、必ず以下に記載されている件名にしてください。

-今出川校地学生：ji-ois@mail.doshisha.ac.jp

-京田辺校地学生：jt-ois@mail.doshisha.ac.jp

〈メール件名：【新】入学予定の学部/研究科名_氏名_在留更新又は変更（該当する方）〉

例) 【新】文学部_同志社太郎_在留更新

留学生課で必要書類を確認した後、本学が発行する「所属機関等作成用」の書類をお渡しいたします。

新入生の方は各自(1)～(6)又は(7)と上記「所属機関等作成用」書類を、住居地を管轄する出入国在留管理局に持参し、ご自身で手続きをしてください。なお、新しい在留カードが交付されたら、必ず両面のデータ（PDFまたはJPEG形式）を通学校地の留学生課に提出していただけますようお願い致します。

※申請者の事情により学費および生活費の支払能力を証明する書類や学習計画書等を求められる場合がありますので、日程に余裕を持って必ず各自で留学生課または出入国在留管理局に確認し、申請してください。

学費および生活費の支払能力を証明する書類等とは？

- (1) 本人が支弁する場合
銀行の残高証明書、奨学金受給証明書など
- (2) 海外（本人の親族等）からの送金により支弁する場合
送金証明書、または送金事情の記載された経費支弁者名義の貯金通帳など
- (3) 本人以外の日本国居住者が支弁する場合
経費支弁者の在職証明書、所得証明書（納税証明書もしくは源泉徴収票）
経費支弁書など

【重要】所属（活動）機関に関する届出について

所属する学校等が変更になった場合は、変更後 14 日以内に出入国在留管理局に届け出る必要があります。詳細は以下出入国在留管理局 Web サイトをご確認ください。

<出入国在留管理局 Web サイト「所属（活動）機関に関する届出」>

https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/nyuukokukanri10_00014.html

●出入国在留管理局の所在地

大阪出入国在留管理局 京都出張所

〒606-8395 京都市左京区丸太町川端東入る東丸太町 34-12 京都第二地方合同庁舎 4 階

TEL：075-752-5997 FAX：075-762-2121

・受付時間：月～金 9:00～12:00、13:00～16:00

交通

- 1 京阪電車 神宮丸太町駅下車 丸太町通を東へ約 500 メートル
- 2 京都市バス（北大路バスターミナルまたは京都駅前から乗車）
206 番系統で熊野神社前下車すぐ
または京都市バス（烏丸今出川から乗車）201 番系統で
熊野神社前下車すぐ



大阪出入国在留管理局

〒559-0034 大阪市住之江区南港北 1 丁目 29 番 53 号

TEL：06-4703-2100（代） FAX：06-4703-2262

・受付時間：月～金 9:00～16:00

※外国人在留総合インフォメーションセンターが併設されており、入国や在留手続きなどを相談できます。

TEL：0570-01-3904

交通

- ・地下鉄中央線「コスモスクエア駅」下車すぐ

